

	対象の方	質問	回答
1	自営業の方 会社勤務の方	就労証明書は誰に書いてもらったらよいですか。	<p>会社勤めの方…勤務先の代表者様・証明担当者様です。保護者様自身で証明いただく欄はありません。</p> <p>自営業の方…保護者様自身が自営業主である場合はご自身でご記入ください。 自営業専従者・家族従業者の場合は勤務先の代表者様・証明担当者様に記入いただいても、契約内容をご確認の上ご自身でご記入いただいても、どちらでも結構です。</p>
2	自営業の方 会社勤務の方	押印欄がありませんが、会社印・代表印の押印は必要ですか。	<p>押印欄は廃止になりましたので、押印は不要です。</p>
3	会社勤務の方	記入した就労証明書を訂正します。訂正印は必要ですか。	<p>押印欄は廃止になりましたので、訂正印の押印は原則不要です。ただし、訂正印の押印がない場合は、勤務先の証明担当者様によるご訂正であることを確認するために、後日子育て施設課よりお電話にてご確認を行う場合がございます。</p>
4	自営業の方	自身もしくは3親等以内の親族が株式会社を設立して働いている場合の雇用の形態は『正社員』ですか？	<p>『自営業主』『自営業専従者』『家族従業者』のどれかにあてはまります。役員として登記されている場合も同様です。</p>
5	自営業の方	『市町村国保以外の保険証』とは、どのようなものですか。	<p>全国健康保険協会の発行する健康保険証などがあてはまります。建設業をおこなっている場合は『建設国保』、理美容業をおこなっている場合は『理美容国保』『整容国保』など、『国保』の名前であっても添付資料として認められることがあります。詳しくは子育て施設課までお問い合わせください。</p>

	対象の方	質問	回答
6	自営業の方	市町村民国保以外の保険証を持っており、『家族』の記載があります。添付資料として認められますか。	『従事者本人が証明書の勤務先で働いている被保険者である』ということを確認できないため、添付資料として認めることができません。
7	自営業の方	自営業専従者、家族従事者として働いており、雇用保険に加入しているため育児休業を取得しています。育児休業法に伴う育休明けとしての加点はつきますか。	自営業専従者・家族従事者として働いている方で育休を取得されている場合は、雇用保険に加入していることを確認できる資料を添付書類としてご提出ください。資料によって確認ができれば、加点して利用調整を行います。
8	自営業の方	親族の会社で働いています。自営業専従者と家族従業者のどちらに当てはまりますか。	<p>どちらを選択しても、利用調整の点数にはかかわりません。自営業主にご確認の上、現在のご状況にあてはまる方を選択してください。</p> <p>参考…自営業主と生計を一にしている15歳以上の親族などの家族従業者で、1年のうち6か月以上その事業に従事している方が自営業専従者となる可能性があります。</p>
9	自営業の方	建設業を行っており、就労場所が一定ではありません。自宅住所を事務所としていますが、日中は現場作業で外に出ており、自宅内にいることはほとんどありません。本人就労先事業所はどのように記載したらよいですか。	本人就労先事業所にはご自宅の住所をご記入の上、欄内に『現場作業』と追記してください。（記入例（1）を参照）
10	会社勤務の方	業務委託を受けて仕事をしています。契約上の就労時間が定まっておらず、委託元に証明を記載してもらうことができません。就労証明書はどのように提出したらよいですか。	締切日までに証明できる就労実績に基づき、就労時間を記入いただけるかを委託元とご相談ください。証明が困難である場合は子育て施設課までお問い合わせください。

	対象の方	質問	回答
11	会社勤務の方	<p>契約社員として働いており、有期契約ですが原則毎年更新を行っています。</p> <p>入所希望日時点で一度契約が切れるのですが、入所希望日時点では更新が完了し、働いている予定です。雇用期間はどのように記入したらよいですか。</p>	<p>毎年更新されることを勤務先様が証明して下さるのであれば、雇用期間を『無期』でチェックし、『一番最初に契約した日』を雇用開始日として記入いただいでください。</p> <p>一年ごとの更新で始期と終期を更新ごとに記入せざるを得ない場合は、就労証明書14番の備考欄に『一番最初に契約した日』と、入所希望日時点で契約を更新予定である旨を記入いただいでください。</p>
12	会社勤務の方	<p>育児休業の取得中です。令和5年度中に育児休業期間が終了し、利用調整の結果次第で期間を延長できるかが決定されるため、令和6年度申し込み時点では短い期間しか証明できません。</p> <p>令和6年度4月入所の利用調整で、加点の対象となりますか。</p>	<p>勤務先様が証明可能であれば、『育児休業を延長可能な最長の期日』を記入いただいでください。</p> <p>証明の育児休業期間として記入ができない場合は、就労証明書14番の備考欄に『育児休業を延長可能な最長の期日』を記入いただいでください。</p> <p>育児休業期間の終期が入所希望日の締切日以降であれば、その利用調整の加点対象となります。</p>
13			
14			